

年金改革 読売新聞社提言



い。すでに支払った10年分は「払い損」となり、Bさんは無年金となってしまふ。

読売案では、受給資格期間を10年間に短縮するので、Bさんは無年金になることを免れる。ただ、それだけだと、受給額は40年間納めた人の4分の1に当たる、月1万6500円にとどまる。

そこで、読売案では、「最低保障年金」を新設し、現行

国民年金保険料を10年間しか納めず、あとはすべて未納だったBさんの場合は、どうなるだろうか。

現行の公的年金は、原則として25年以上加入しないと、1円も受け取ることができない。

制度では低年金になる人に対しても、1人当たり月5万円を保障することにした。

Bさんの場合は、最低保障額5万円との差額に当たる3万3500円が補てんされ、計5万円を受給できるようにする。

ただ、最低保障年金は、現役時代に所得が低いなどとして、過去の未納期間分を一括して追納すれば、給付を受けられる。

新制度の開始時に限って保険料の「特例納付」を認めるので、過去の未納期間分を一括して追納すれば、給付を受けられる。

未納期間が長い自営業者Bさん 加入10年間で受給資格



ザラリーマン世帯の専業主婦が、自分で保険料を納めなくても基礎年金を受給できる「第3号被保険者制度」については、「専業主婦を優遇しすぎている」などの批判がある。その一方で、「専業主婦には、育児や介護に追われている人が多い。保険料なしでも老後保障をするべきだ」という主張も根強い。

本社世論調査(07年11月)でも、この制度の扱いについては、「このままのまよい」が54%、「改める必要がある」が39%で、国民の意見は割れている。現実として約1080万人がこの制度の適用を受けており、新たに負担してもらおうのは、現時点では困難だろう。

「3号被保険者」世論割れる

ただ、この問題に関連しては、2004年年金改正で、厚生年金保険法に「夫の納めた保険料は、配偶者が共同して負担したものである」という規定が設けられた。年金の離婚分割を見据えた規定だが、この点を踏まえ、厚生年金の保険料は半分を妻が支払ったものと見なすことも可能だ。

また、非正規労働者の厚生年金適用拡大で、「第3号被保険者」の数が自体が少なくなっていくと見られる。読売案の「育児世帯の保険料無料化」は、自営業者の妻でも会社勤めの女性でも、出産から3年間は基礎年金の保険料が夫婦とも無料になるので、不公平感の緩和にも役立つ。



生まれたばかりの赤ちゃんたち。この子たちが将来、豊かで生き生きと暮らせるよう、年金制度を見直すことが必要だ。(栃木県下野市の自治体大病院で) 加藤拓治撮影

低所得で一人暮らしのフリーターCさん 保険料免除制度を活用

自営業者や短時間労働者が支払う国民年金保険料には、現行制度でも低所得者向けに、所得に応じて4段階の免除制度が設けられている(表参照)。

ただ、Cさんの所得が基準額に該当しても、基本的には本人が申請しない限り、免除を受けることはできない。免除の手続きを取らずに保険料未納となっている人が相当数にのぼると見られている。

読売案では、厚生労働省側が低所得者に対し、免除制度を利用するよう積極的に働きかけを行った

●保険料免除の対象となる年間所得の目安

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
支払額	—	3600円	7210円	1万810円
老後の受給額	本来の3分の1	本来の2分の1	本来の3分の2	本来の6分の5
4人世帯(夫婦と子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

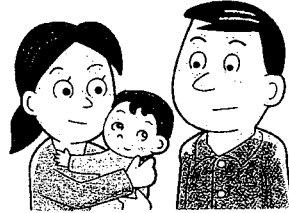
※保険料は2008年度の月額。免除を受けない場合は1万4410円。社会保険庁資料をもとに作成

上で、最終的には職種で免除を適用できるようにする。これによって、低所得者が免除制度を利用できることを知らずに、未納となることを防ぐ。

また、たとえば、Cさんが保険料の全額免除を受けた場合、現行制度だと老後の年金は3分の1の国庫負担相当分だけしか受け取れない。

これに対し、読売案では「最低保障年金」を設けることにより、10年以上加入すれば、免除を受けた期間があっても月5万円以上を受け取ることが出来る。免除制度の活用で、所得が低い人でも無理なく制度に参加できるようになり、無年金や低年金の人が少なくなる。

子供が生まれたDさん夫妻 3歳になるまで負担なし



夫婦ともに自営業者のDさん夫妻。子供が生まれても、現行制度では、月1万4400円の国民年金保険料を夫婦それぞれが納めなければならぬ。読売案では、子供が3歳になるまで、夫婦ともに保険料を支払う必要がなくなる。軽減される保険料負担は、3年間で夫婦合わせて100万円を超える。減額されることはない。子育て世帯に対する年金制度上の配慮措置としては、現在も厚生年金の加入者に対し、育児休業を取得している期間中の厚生年金保険料を本人負担分、事業主負担分とも免除する制度がある。最長

できるが、育児休業自体を取
得できずに退職する女性が目
立つことなどから、子育て支
援の効果は限定的だ。

これに対し、読売案は育児休業を取らない人も対象とな
り、本人だけでなく配偶者に
まで恩恵が及ぶ。企業にとっ
ても、基礎年金分の保険料負
担がなくなるため、その分を
企業独自の子育て支援策に回
すことなどが可能になる。さ
らに、これまで子育ての負担
軽減策が講じられていなかっ
た自営業者も、新たに制度の
対象となる。少子化対策とし
ての効果が上がり、出生率が
上昇すれば支え手が増えて、
結果的に年金財政にプラスに
なる可能性もある。



パートで働く主婦のEさん 厚生年金の適用も

会社員の妻で、パートで週20時間働いているEさん。現在は国民年金の「第3号被保険者」となり、保険料を自分

では納めていない。

読売案は、週20時間以上働くパートにまで、厚生年金の適用対象を拡大する。ただ、

企業の保険料負担増に配慮し、当面は①賃金が月9万8000円以上②勤務期間が1年以上③従業員100人超の

企業に勤務—などの条件を満たす人だけを適用拡大の対象とする。Eさんがこの条件を満たす

場合、新たに厚生年金の加入者となり、厚生年金保険料(現在は年収の約15%)を事業主と折半で負担することになる。その代わり、Eさんは老後に基礎年金だけでなく、自分名義の厚生年金も受け取ることができる。

読売案によって、新たに20万人程度のパートが厚生年金の加入者になると予想される。事業主の年金保険料負担は、年200億円程度増える

と見込まれる。一方、こうした厚生年金の適用対象者とならず、自営業者と同じ国民年金保険料を納めるパートについては、勤め先の会社が給与から保険料を天引きする仕組みに変える。事業主の協力を義務づけることにより、パートが未納者となることを防ぐのが狙いだ。現在は社会保険庁が行っている保険料徴収コスト(年600億円)の一部も削減できる。「記録漏れ」問題では、事業主が厚生年金の保険料を着服した疑いのあるケースも明らかにあった。こうした事態を防ぐため、所管する行政組織が保険料の納入状況をチェック、給与明細書にも天引きした保険料額を明記させるなど、事業主による横領などが起きにくい仕組みを整える。

生活保護を受給する無年金の高齢者Fさん 月5万円+「基準」に不足する分



厚生労働省の推計によると、65歳以上で無年金の高齢者約42万人のうち、7割程度が生活保護を受給していると見られる。

保険料未納だった期間が長く、無年金で生活保護を受給している一人暮らしのFさんの場合は、どうなるだろうか。

生活保護は、憲法75条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度。生活に困った人が資産や働く能力などのすべてを活用しても収入が厚生労働相の定める基準に届かない場合、年齢などにかかわらず、足りない部分だけが支給される仕組みだ。

65歳のFさんに、保険料を納付した期間が10年あれば、基礎年金と最低保障年金を合わせて月5万円を受給できるようになる。

Fさんに年金以外の収入がなければ、生活保護から基準に足りない分が支給され、引き続き家賃の扶助を受けられることなどできる。

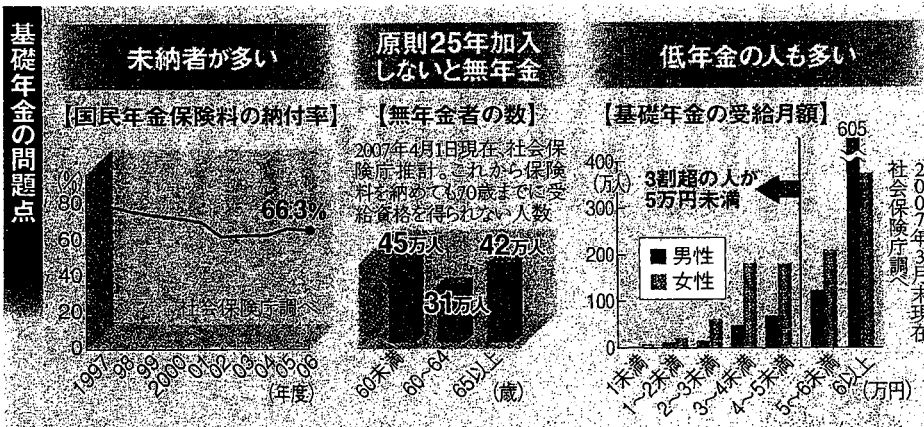
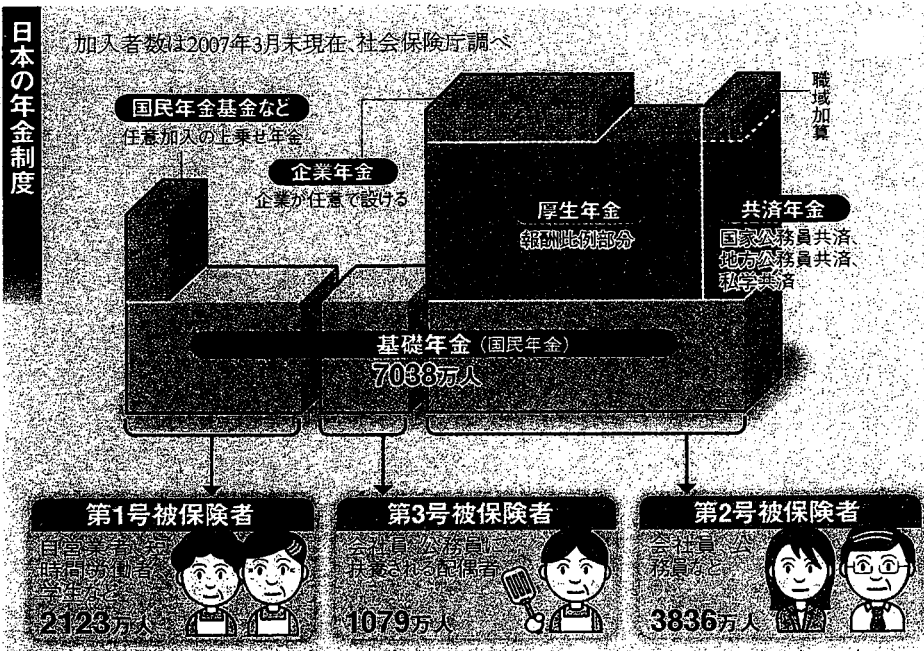
一方、年金以外の収入がある人は、月5万円の年金受給が保障されることで、生活保護の対象外となる場合もある。

加入者の不満を緩和

現行の基礎年金は、40年間加入すると満額の月6万6000円が支給される。この金額が、住んでいる地域によっては生活保護の基準額を下回る場合があることが、加入者の保険料納付意欲が低下する要因の一つとして指摘されている。

夫婦世帯について見ると、夫婦ともに65歳の場合、生活扶助基準額は最も高い東京都区部でも月12万1940円。夫婦で基礎年金の満額を受給する世帯(月14万円)のほすが、約1万8000円高い。

単身世帯について見ると、東京都区部に住む65歳の場合、生活扶助基準額は月8万8200円で、基礎年金の満額和されそうだ。



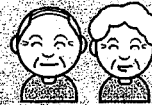
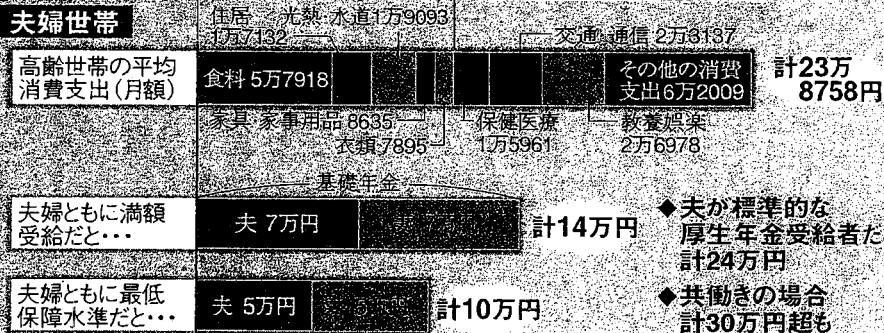
読売案が実現すると基礎年金は…

※会社員だった人は基礎年金に加え厚生年金も受け取れる
 平均的賃金で40年加入した標準的男性の厚生年金受給額は月10万円
 程度(厚生労働省試算)

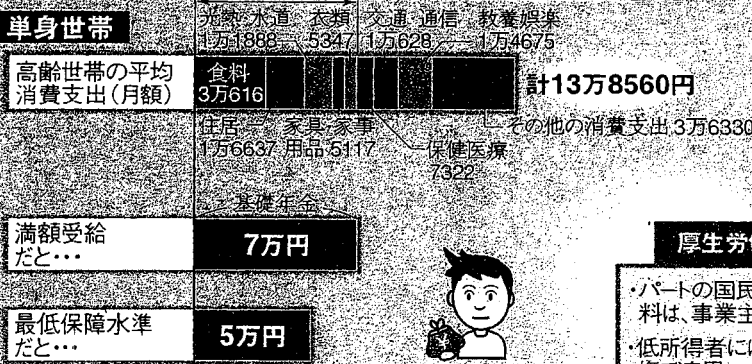
← 月5万円を最低保障

← 満額を月7万円に引き上げ

基礎的消費支出 11万673円



基礎的消費支出 6万9605円



厚生労働省

パートの国民年金保険料は、事業主が天引き
 低所得者には免除を職権で適用

未納を防止

※平均消費支出は総務省の家計調査年報(2006年)をもとに作成。
 直接税と社会保険料の支出は含まれていない。

年金改革 読売新聞社提言

少子高齢化の進行と未納の増加で、年金制度の将来を不安視する声が強まる中、様々な改革案が公表されている。本社研究会では、各案を詳細に検討、問題点を分析した。

医療・介護の財源触れず

▼日経案

日本経済新聞社は今年1月、基礎年金の全額税方式導入を提言した。保険料相当分の約12兆円を消費税に置き換えるため、年金目的として消費税を新たに5%前後引き上げた。

制度の移行には20~40年かけ、その間は現行制度での保険料納付期間と新制度になってからの国内居住期間に応じ、給付額を計算する。無年金・低年金が解消できるのは移行期間の完了後となる。

この案は、未納・未加入が新たに生じるのを防ぎ、保険料負担がなくなるなど、利点は多い。だが、①年金財源のためだけに大幅な消費税アップが必要になる②高齢化に伴って増える

他の改革案を検証

給付の財源確保が不透明③移行期間中は現行制度が残るので、無年金・低年金の解消に長い時間がかかる④などの問題があり、現実的とは言えない。高齢化の進展で年金以上に給付が膨らむ医療や介護

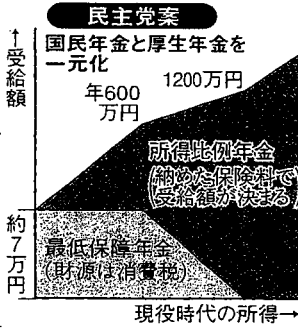
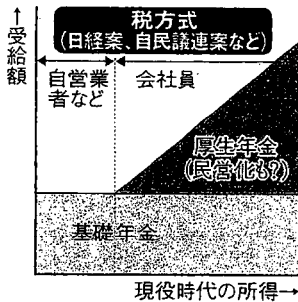
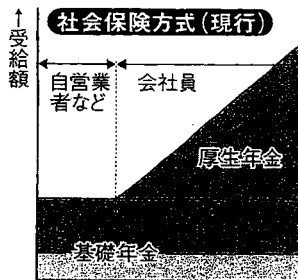
解消できぬ不公平感

▼自民議連案など

自民党の野田毅・元自治相が会長を務める議員連盟「年金制度を抜本的に考える会」の改革案も、全額税

の財源確保が、十分に考慮されていないのも問題だ。税方式の導入で、年約3兆7000億円の企業負担が軽減される。日経案は「非正規労働者の厚生年金加入拡大に使う」としているが、実現への具体策は不明だ。

相が会長を務める議員連盟「年金制度を抜本的に考える会」の改革案も、全額税



方式を採用している。保険料を廃止し、税金によってすべての高齢者に一律で月7万円の最低保障年金を支払うことが柱だ。ただ、この最低保障年金は、未納・未加入者にも給付するため、2009年度時点でも26兆円程度の財源が必要になるとみられる。現行制度と比較すると、追加で18兆円程度が必要で、消費税税率を7%程度引き上げなければならない。「まじめに保険料を納めてきた人」と「保険料の未納が多かった人」のどちらも一律7万円を受け取れるという不公平の問題もある。同議連案は、約10兆円ある国民年金積立金を、保険料納付実績に応じて分配することを提案しているが、満額を受け取る権利がある人でさえ、積立金の分配は月5000円程度にとどまる。不公平感の解消策としては、十分とは言えない。このほか、麻生太郎・前幹事長、塩川正太郎・元財務相も、それぞれ独自の税方式案を提案しているが、いずれも年10兆円を超える巨額の財源が必要になると見られる。

詳細不明、評価は困難

▼民主党案

民主党案は、「税方式」と呼ばれることもあるが、保険料による所得比例部分が基本になっており、実際は社会保険方式を採用している。柱になるのは、①厚生、共済、国民の各年金を一元化し、現役時代の所得に応じた保険料で年金額が決まる所得比例年金とする。②現役時代に所得が低かった人は年金が少なくなるため、月額7万円程度の最低保障年金を創設する——な

どだ。スウェーデンが99年に導入した制度を参考にしている。

しかし民主党案は、制度の詳細が明らかでないため、評価が難しい。

最低保障年金は、生涯の平均年収が600万円から緩やかに減額し、1200万円超には支払わない仕組みだ。民主党は必要な財源額を明らかにしていないが、小沢代表は「19兆円」程度との認識を示している。民主党は、当面は消費税率を引き上げず現行の5

%分(13兆円強)をすべて最低保障年金に投入する——としているが、不足する6兆円程度の財源をどう確保するか明確ではない。「生涯平均年収」をどう把握するかも不明だ。

所得比例年金についても、自営業者には厚生年金

の労使折半のような仕組みがないため、保険料額が会社員の数になるという問題が残る。また、年金改革で最も重要な要素の一つである、現行制度からの移行措置も、「40年程度で行う」としているが、具体性に乏しい。

消費税率 具体論なし

▼朝日案

現行の社会保険方式の維持を主張するのが朝日新聞社。企業に自分の負担を求め、パート労働者への厚生年金適用を拡大すること、老後保障を手厚くするのが柱だ。年金よりも医療・介護の財源確保を重視している点が特徴だ。

ただ、①消費税率をどこまで上げるべきかなど財源に関する具体論がない②厚生年金適用拡大に関して、中小零細企業の負担増をどう考えるかが不明③現行25年の受給資格期間短縮を提案しているが、何年にするのかははっきりしない——など、あいまいさが目立ち、具体的な改革案になっていない。